

保健医療福祉推進会議で確認された保健医療計画（原案）からの主な変更ポイントについて

目次	主な変更点
はじめに	・なし
第1章 地域の概況	
第1節 地勢	・なし
第2節 交通	・なし
第3節 人口及び人口動態	・なし
第4節 保健・医療施設	・なし
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	
第1節 がん対策	<p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「表 2-1-2 主要部位がんの推計患者数」の資料名を修正しました。 ・「表 2-1-6 圏域内病院におけるがん登録・がん疼痛治療・精神症状のケアの実施状況」の資料名を修正しました。 <p>【愛知県との調整で修正】</p>
第2節 脳卒中対策	・なし
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	・なし
第4節 糖尿病対策	<p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状」及び「課題」に医療連携体制について追記しました。 <p>【パブリック・コメント制度等で修正】</p>
第5節 精神保健医療対策	<p><原案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状」に記載している医療観察法における指定通院医療機関名について、非公表扱いのため削除しました。 <p>【愛知県との調整で修正】</p> <p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の解説を「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」が厚生労働省で改正されたことに伴い文言修正しました。 <p>【愛知県との調整で修正】</p>
第6節 歯科保健医療対策	・なし
第3章 救急医療対策	・なし
第4章 災害医療対策	<p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害医療提供体制体系図」及び「災害医療提供体制体系図の説明」を県計画に合わせて修正しました。 <p>【愛知県との調整で修正】</p>

目次	主な変更点
第5章 周産期医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・字句修正しました。
第6章 小児医療対策	<p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状」に記載している一宮医療療育センターの説明を第5章の周産期医療対策の記載との整合性から修正しました。 ・医療機関名を時点修正しました。 <p>(第二赤十字病院→日赤名古屋第二病院)</p> <p>【愛知県との調整で修正】</p>
第7章 在宅医療対策	・なし
第8章 病診連携等推進対策	・なし
第9章 高齢者保健医療福祉対策	<p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画名を時点修正しました。 <p>(愛知県高齢者健康福祉計画→愛知県高齢者福祉保健医療計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状」の認知症対策から認知症施策の推進に文言修正しました。 <p>【愛知県との調整で修正】</p> <p><修正案に反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状」、「課題」及び「今後の方策」に高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について追記しました。 <p>【パブリック・コメント制度等で修正】</p>
第10章 薬局の機能強化等推進対策	
第1節 薬局の機能推進対策	・なし
第2節 医薬分業の推進対策	・なし
第11章 健康危機管理対策	・なし

<参考>

パブリック・コメント制度の実施にあわせて、関係団体等からの意見及び県の考え方について

第4節 糖尿病対策

県計画（意見等）

市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、平成30(2018)年3月に愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定しました。また、令和元(2019)年度から愛知県糖尿病性腎症重症化予防推進会議を開催し、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合と関係団体等との情報共有や連携体制の構築を図っております。

県計画（理由）

糖尿病性腎症重症化予防は、医療保険者のデータヘルス計画における主要事業として、現行計画策定後の令和元(2019)年度から市町村国保による取組が本格的に進められている(広域連合においても重要課題として取り組んでいる)ところです。

計画の目標値として「糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少」が掲げられていることも考慮すると、今回の中間見直しに当たり、重症化予防に関する新たな取組を記載することが適当であると考えます。

県の考え方

修正案(意見等)のとおり修正します。

尾張西部医療圏保健医療計画（意見等）

「糖尿病対策」において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム(に基づく取組)への言及を希望します。(県計画参照)

尾張西部医療圏保健医療計画（理由）

平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラム(平成30(2018)年3月策定)に基づく取組が開始されているため。

第9章 高齢者保健医療福祉対策

県計画（意見等）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

【現状】

○高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細かなものとするため、後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました(令和2(2020)年度～)。

○この一体的な実施の取組においては、市町村に医療専門職を配置した上で、地域の関係団体との連携の下、KDBを活用した健康課題の把握等に基づくハイリスクアプローチや、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチを行っております。

○令和2(2020)年度は、8市町村が一体的な実施の取組を行いました。

【課題】

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について事業が着実に進むよう市町村への支援が必要です。

【今後の方策】

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組について、平成6(2024)年度までに県内全ての市町村で実施されるよう、市町村に対する情報提供や助言を行います。

※可能であれば、図や用語説明(必要に応じて)も。

県計画（理由）

現行計画策定後の新たな取組として、令和2(2020)年度から「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が開始されており、今回の中間見直しに当たり、記載を追加することが適当であると考えます。

なお、令和3(2021)年3月に策定された第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画には高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する記述があります。

県の考え方

一部修正の上、追加します。

尾張西部医療圏保健医療計画（意見等）

「高齢者保健医療福祉対策」において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(の取組)への言及を希望します。(県計画参照)

尾張西部医療圏保健医療計画（理由）

令和2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。